

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の称号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算 | 再就職の 役員の数 | 備考 | |
|------------------------------------|---|------------|-----------------------------------|---------------|---|------|------------|---------------------------|--------------|----|--|
| 令和5年度北大東航空気象観測所業務 1式 | 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | 2023/04/03 | 北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218 | 9000020473588 | 北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。 | | 2,900,000 | | | | |
| 令和5年度多良間航空気象観測所業務 1式 | 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | 2023/04/03 | 多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2 | 4000020473758 | 多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。 | | 3,000,000 | | | | |
| 空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等 1式 | 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | 2023/04/03 | 日本無線株式会社関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 | 3012401012867 | 本装置は、那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全運航を支援するための装置である。この装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されている。本装置の製作は、日本無線株式会社であり、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等の機構及びソフトウェアの開発、製作は同社独自のものです。これらの点検調整作業は、日本無線株式会社以外はない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。 | | 13,090,000 | | | | |
| 空港気象ドップラーレーダー装置水平減速機の購入 1式 | 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | 2023/05/16 | 日本無線株式会社関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 | 3012401012867 | 本装置は、那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全運航を支援するための装置である。この装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されており、日本無線株式会社が独自の技術により製作したものである。このため、この装置の構成品である水平減速機は、装置の構造、機能及び仕様等に精通した日本無線株式会社以外、製作及び購入することが出来ないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。 | | 2,200,000 | | | | |
| 沖縄玉城多機能型地震観測局移設に伴う取付調整 | 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | 2023/07/04 | 明星電気株式会社東京事業所 東京都江東区豊洲三丁目1番1号 | 2010001007784 | 多機能型地震観測局装置は、津波災害の軽減を目的として導入されたもので沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。観測されたデータは、それぞれNTT専用回線や公衆回線を介して気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送される。また、観測されたデータを解析し、津波警報・注意報等や緊急地震速報及び地震情報等に活用されている。業務の性格上、機器の移設に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要であり、このためには本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。また、観測局は、処理部及び計測部、伝送部からなるが、もっとも高度な処理は処理部でおこなっており、機器の設定も処理部で実施している。取付調整作業での設定作業にあたっては、膨大な処理部の情報が必要であり、本装置の処理部を制作・納入した業者でなければ知りえない。取付調整作業を的確かつ迅速におこなうためには、本装置を取り付けた当該業者以外には困難であり、他社で行うことは不可能である。 明星電気株式会社は、本装置の処理部を製作した業者であり、移設・取付調整作業に關して十分な知識と技能を有していると考えられる。このことから、移設・取付作業者は、明星電気株式会社を置いて他にない。以上のことから、本作業は本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。 | | 1,034,000 | | | | |
| 石垣島レーダー装置の点検・調整 | 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | 2023/09/27 | 日本無線株式会社沖縄営業所 沖縄県那覇市壺川3-2-4 | 3012401012867 | 石垣島レーダー装置は、防災気象情報の発表に不可欠な降水現象の常時監視を目的として、電磁波を使用して台風・集中豪雨・梅雨前線等に伴う降水の強さを三次元で測定し、また、降水域内のきめ細かな風の三次元分布を観測している。観測されたデータは予報や注意報等の防災情報発表の実況監視資料として利用されているほか、数値予報の初期値解析や解析雨量作成にも活用されている。 本装置は空中線装置、空中線制御装置、送受信装置及び導波管加圧装置等の機器から構成されており、高精度の観測を継続するには機器の点検・調整は重要な作業である。このため当該装置の点検・調整には装置の性能、機能仕様を十分理解・精通している事が必要である。 日本無線株式会社は本装置を製作した会社であり、設置以来保守点検・故障修理等を継続して実施している。十分な技術・実績を有している。また、同社が独自に開発したソフトウェア及び関連機器もあり、他社による点検・調整の実地は不可能である。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。 | | 5,610,000 | | | | |
| 多機能型(航空官署型)(検知網)、計測震度計、DCP装置の点検・調整 | 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 藤川典久 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15 | 2024/01/15 | 明星電気株式会社東京事業所 東京都江東区豊洲3-1-1 | 2010001007784 | 多機能型地震観測局装置、計測震度計及びDCP装置は、津波災害の軽減を目的として導入されたもので、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。観測されたデータは、それぞれNTT専用回線や公衆回線を介して気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送される。また、観測されたデータを解析し、津波警報・注意報等や緊急地震速報及び地震情報等に活用されている。業務の性格上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要であり、このためには本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。 明星電気株式会社は、本装置(処理部)を製作した業者であり、本装置の取り扱いに關しては十分な知識と技能および作業実績を有していると考えられる。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。 | | 5,500,000 | | | | |